

## 岡山大学物品・役務等契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和4年12月22日(木) 岡山大学本部棟6階 第二会議室	
委員 (敬称略)	委員長 山下 泰彦 (第2号委員) 委員 松本 光雄 (第1号委員) 委員 近藤 道広 (第3号委員) 委員 作花 知志 (第4号委員)	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
審議案件	8件	
	一般競争入札(最低価格方式)	4件
	一般競争入札(総合評価方式)	
	随意契約	4件
委員からの意見・質問及びそれらに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

別 紙

意見・質問	回 答
<p><b>【電気需給契約（三朝地区）】</b></p> <p>他の入札案件も同様だが、参加資格についてA,B,C 又は D 等級の全てを認めているが、制限する必要はないのか。</p> <p>各社から電気料が安くなる利用形態の提案等を契約に反映させるなどの検討も必要ではないか。</p> <p>（予定価格の積算に関する質問があった。）</p> <p>本契約は、契約履行中に破綻したケースだが、このような場合のリスクへの対応を検討しておく必要があるのではないか。</p> <p><b>【歯学部棟 I 期工事研究科エリア竣工に伴う移転業務】</b></p> <p>資料請求が 2 社で 1 社のみが応札であるが、もっと多くの業者が参加しても良いと思うが何故か。</p> <p>1 社が辞退した理由は把握されているのか。</p> <p>再委託、下請けに出すのは OK としているのか。また、3つの資格は元請け、下請けのどちらに対する条件なのか。</p> <p>競争参加資格は、A～D 等級まで広げているのに、色々と条件を付けると、参加者が少なくなるのではないか。</p>	<p>参加資格については、競争参加者が少しでも多くなるよう、国の競争参加資格があれば良いこととしている。</p> <p>総合評価的な契約についての検討は、大学全体的なことになるため、契約課での検討になるかと思う。</p> <p>（回答を行った。）</p> <p>電気需給契約の場合は、供給が停止するという最悪のリスクは生じないが、その他のリスクへの対応は、検討する必要があると思う。</p> <p>3 月下旬から 4 月上旬での移転が中心であり、この時期は引越しが多いため、人員等の手配が難しかったのではないかと推測している。</p> <p>参加条件である 3 年間の実績が提出できないことから、辞退となっている。</p> <p>元請けに対する条件としている。再委託については、今回実験台の移転、接続作業があり、その部分についての再委託となる。</p> <p>A～D 等級の資格でも可能な業者があるかもしれない。学長が定める条件は実際の履行に対しての要件としている。</p>

<p><b>【人工呼吸器】</b></p> <p>人工呼吸器であれば、他にもメーカーがあるが、応札者は1社だけだったのか。仕様で絞ったようなことはないか。</p> <p>先ほどの移転業務は、3回の入札で落札だが、今回は1回の入札で落札しているが、そのあたりの違いは何か。</p> <p>入札について問合せがあったのは、1社だけなのか。1社だけにしか声をかけていないのか。</p> <p>現場レベルで、この業者に決めていることはないか。</p> <p>公告の別紙でメーカー名と製品名が出ているため、他のメーカー等で参加するのは難しい気もするがどうなのか。</p>	<p>特別な仕様ではない。短い期間に5式納品しなければならないことが影響しているのだと推測している。</p> <p>(予定価格の積算方法により回答を行った。)</p> <p>入札については1社のみ問合せです。他の業者にも声をかけているかどうかは、現場レベルのことなので、記録も残っていないが、他にも声をかけていると思われる。</p> <p>現場レベルで決めることはない。同等品もOKとしているので、仕様を満たせばどこが参加しても良いこととしている。</p> <p>物品の一般競争は全てこの形式で公告を行っている。</p>
<p><b>【鹿田地区警備業務】</b></p> <p>(予定価格の積算に関する質問があった。)</p> <p>参考見積を提出した業者が入札に参加するのか。</p> <p>入札説明書は、8社が受け取っているが、全てに参考見積の提出を依頼しているのか。</p> <p>辞退(参考見積不提出)の理由は確認しているのか。</p>	<p>(回答を行った。)</p> <p>参考見積を提出した業者には、必ず入札に参加してもらっている。</p> <p>入札説明会で全ての業者に参考見積の提出を依頼しているが、全ての業者が提出するわけではない。</p> <p>1社は条件を満たしていなかった為ですが、それ以外は確認できていない。</p>

<p><b>【スマートフォン病院案内システム】</b> 他大学にも同様のシステムがあるのか。</p> <p>(予定価格の積算に関する質問があった。)</p> <p>参考見積はどのように徴取するのか。また、その場合は競争契約として聞くのか、それとも随意契約として聞くのか。</p> <p>参考見積が本当に参考となるのか。</p> <p>証明書（弊社以外が行うことができない旨）が提出されているが、これが提出された経緯はどのようなものか。また、大学側からこのような文面で提出してもらうように依頼したもののなか。</p> <p><b>【家系カルテシステムの導入作業】</b> 先ほどのスマートフォン病院案内システムもこのシステム導入作業もどちらも同じ業者との随意契約であるが、契約日も2カ月程度しか変わらないので、2つをまとめて契約すれば安価になることはないのか。</p> <p><b>【その他（抽出案件以外）】</b> 抽出案件ではないが、個別に資料を見させていただいた、医療用消耗品の契約で、一般競争で7社が参加と記載されているが、実際の応札内容は、1品目に1社しか応札（金額の記載）していない。これが7社が参加していると言えるのか、2社以上が応札することにならないのか。本当の意味で</p>	<p>他大学の実績は把握できていない。</p> <p>(回答を行った。)</p> <p>仕様書を提示し業者の取り扱えるシステムについて参考見積を提出してもらっている。当初は、競争契約になることを想定して確認しているが、話を進め行くなかで、病院情報システムの基幹部分の改修を行う必要があることが判明し、随意契約として検討している。</p> <p>参考になると考えている。</p> <p>システムの導入について当該業者しかできないことの証拠として提出されている。システムを導入するための打合せの中で、弊社以外が行うことができない旨の説明があり、その内容を書類で提出するよう依頼している。</p> <p>スマートフォン病院案内システムは、病院情報システムに導入するものであり、家系カルテシステムは電子カルテシステムの改修作業なので、安価になることはないと思う。</p> <p>あくまで結果であり、医療用消耗品全ての品目について、一度に公告し競争を行う必要があると思っている。</p> <p>(事務局:標記の方法が誤解を招くような標記であれば、資料の作成方法を検討します。)</p>
---	---

<p>の競争と言えるのか疑問に感じている。</p> <p><b>【青色半導体レーザ装置】</b>          科研費については、教員が要求したものを購入するという手続きになっているのか。</p> <p>随意契約理由として「取扱業者に確認したところ」と記載されているが、取扱業者がどこになるかということは、どのようにして分かるのか。</p> <p>直接販売証明書を作成した経緯は何か。</p> <p>法律的に証明書と呼べるものか疑問です。誓約書という標記の方が重みがあるように感じている。</p> <p><b>【人事給与システム保守業務】</b>          平成18年度からこのシステムが稼働しているが、保守金額に変動はあるのか。</p> <p>保守の証明という書類になっていないが。</p> <p><b>【総評】</b>          (委員会所見)          一部の契約では、参加資格・条件の見直しの検討をお願いしたものや、競争性の点について検討をお願いしたものがありますが、指摘すべき重大な事項は見当たりませんでした。今後も競争参加者の辞退理由などをしっかり調査し、より一層の競争性が保たれるよう改善につなげていただきたい。</p>	<p>科研費の交付手続きで申請している物品を購入することとしている。</p> <p>教員からの購入依頼書の提出に合わせて参考見積等が添付されているので、それで分かる。</p> <p>契約手続きを進めるなかで、直接販売しか行っていないことの説明があり、それを書類で提出するよう依頼している。</p> <p>ここ2～3年は同額で、それ以前については今ここではわかりません。</p> <p>直販証明という書類だが、品目の中の「ギャランティメンテナンス」が保守に該当している。</p>
---	--